

横芝光町農業委員会 7月第4回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月6日(月) 午後3時～午後3時25分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年7月(第4回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	総会は、合議体である農業委員会の最高議決機関に位置づけられています。 発言する際は、議長の許可を受けて、起立をしてからお願いします。 また、議事録の作成・公表がありますので、言葉づかいや個人情報にご注意いただき、議案審議に直接関係しない質問は、総会終了後に事務局に聞くなどの対応をお願いします。 円滑な議事進行にご協力くださるよう、お願いします。 それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 1番 宇井 久 委員、10番 行木 栄一 委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について、上程します。

事務局に議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年7月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、売買による所有権移転1件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。申請地は尾垂イ字蛇喰の田4筆、計3,073㎡と尾垂イ字下宮田および前里の畑2筆、計347㎡の合計6筆、3,420㎡です。

機械の保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第1号の朗読と説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番平山です。この件については、譲渡人が高齢により農業経営を中止したため、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、自身の耕作地に隣接し耕作に便利であることから、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻・蔬菜・植木等の作付けを予定しており問題ありません。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定しました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年7月6日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、2件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、宮川字海老川、畑1, 303㎡、駐車場用地として34台分の駐車区画を計画しています。譲受人には56台分の駐車場がありますが、来客の増加と従業員の増員により駐車台数が不足していることに加え、年内に建物の増築を行うこととしており、周辺の安全面などを考慮して申請されたものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、国道126号の横芝光インターチェンジ入口交差点から北東へ約200mの位置にあります。

農地の区分は第2種農地に分類され、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。隣接農地はなく、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、本年8月20日から9月30日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請2件目の土地は、木戸字二十五割、畑340㎡です。駐車場用地として6台分の駐車区画を計画しています。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、白浜小学校から西へ約200mの位置にあります。

農地の区分は第2種農地に分類され、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

譲受人の居宅が老朽化しており、居宅兼事務所として新築するにあた

り、在宅での勤務や仕事の合理化、周辺の交通安全に配慮するため、来客分を含めた駐車場の整備が必要であると申請されたものです。

隣接の農地は譲渡人の所有地で、雨水は敷地内浸透としています。
工事期間は、本年8月1日から8月31日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 　　ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 　　6番 佐久間です。
現地を確認したところ、問題はないと思います。

議長 　　説明が終わりましたので、質疑を許します。

11番 　　11番小野です。駐車場目的ですが、転用後の地目は何になりますか。

事務局 　　一般的には雑種地になるようです。

11番 　　雑種地だと建物も建てられるということですか。何年経てば可能ですか。

事務局 　　申請目的に合った転用となるよう指導します。年数の制限はありませんが、営業が継続している間は駐車場として利用されるべきと考えます。

議長 　　他に質疑はございませんか。ないようですので、質疑を終了し、この案件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番 　　12番 平山です。
本件は、土地改良区と協議が整っており、隣接農地の所有者は譲渡人とな

っています。

仕事柄、来客用の駐車場は必要であり、農地転用を行うことに、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

日程第4 議案第3号 令和2年度 第4次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年7月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、再設定 3件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は3件とも賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、

1件目は、木戸字八割、畑1筆、4, 273㎡、普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和8年7月15日までの6年間で、賃借料は10aあたり25,000円を直接現金で支払うものです。

2件目は、尾垂イ字野中後および下根、田、全6筆、計5, 281㎡、水稻として利用、設定期間は今年16日から令和12年10月31日までの10年3か月間で、賃借料は10aあたりコシヒカリ2俵を直接現物で支払うものです。

3件目は、木戸字十七割、畑、全4筆、計4, 430㎡、普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和8年7月15日までの6年間で、賃

借料は10 aあたり21,000円を直接現金で支払うものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

再設定の案件について、審議を行いますが、3件目の案件が、平山 雅英委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、当該事案については、分離して審議します。

まず、再設定の3件目を審議しますので、会議規則第10条の規定に基づき、採決が終了するまでの間、平山 雅英 委員は、退室をお願いします。

【平山委員退室】

議 長

それでは、再設定の3件目について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員、よって再設定の3件目は、原案のとおり決定しました。

平山 雅英 委員の入室を認めます。

【平山委員入室】

議 長

平山 雅英 委員に、報告します。

ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

それでは、分離して採決を行った3件目を除く、再設定の2件について、審議します。

これより、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定しました。

事務局	<p>以上で 提案されました議案の審議は すべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和2年7月(第4回)農業委員会定例総会を閉会しま す。</p>
-----	--